

標茶町森林整備計画

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 4 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 14 年 3 月 31 日} \end{array} \right)$

(令和7年4月1日変更)

標 茶 町

変 更 の 理 由	1 地域森林計画に適合させるための変更 2 ゾーニングの変更
主 な 変 更 の 内 容	1 森林整備の基本方針の変更 2 森林の保護に関する事項の変更
変 更 計 画 が 有 効 と な る 年 月 日	令和7年4月1日から適用

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方向	4
II	森林の整備に関する事項	4
第1	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢	6
4	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の作業種別の標準的な方法	11
3	その他間伐及び保育の基準	12
4	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域内における森林施業の方法	13
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	15
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	15
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進方向	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
2	作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備及び維持運営に関する事項	18
4	その他必要な事項	19

第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	19
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進に関する事項	20
4	その他必要な事項	20
Ⅲ	森林の保護に関する事項	20
第1	鳥獣害の防止に関する事項	20
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
2	その他必要な事項	21
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	21
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法等	21
2	鳥獣害対策の方法	21
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	22
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	22
1	保健機能森林の区域	22
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	22
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	22
4	その他必要な事項	22
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	23
1	森林経営計画の作成に関する事項	23
2	森林の整備を通じた地域振興に関する事項	23
3	森林の総合利用の推進に関する事項	23
4	住民参加による森林の整備に関する事項	23
5	その他必要な事項	24
別表1	公益的機能別施業森林及び木材等生産林機能の維持増進を図る森林の区域	27
別表2	公益的機能別施業森林の区域のうち、施業方法を特定すべき森林等の区域	38
別表3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域	44
別表4	木材等生産林の区域のうち特に効率的な施業が可能な森林	52

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、釧路総合振興局管内の中央部から北部に位置し酪農業を基幹産業とする町です。

阿寒国立公園内の屈斜路湖を源とする釧路川は、本町を北部から南部にかけ縦断し、それを中心に東西に分けるように酪農地帯が広がり、下流部に南下するにしたがいオソツベツ川・ヌマオロ川等幾筋もの支流が合流し、釧路湿原国立公園から釧路市に至る大きな流れをつくり出しています。

また、北部には西別岳山腹の国有林地帯を源に西別川が別海町へ、南東部には大カラマツ人工林地帯が広がるパイロットフォレストを源とする別寒辺牛川が厚岸町へ流れ出ている等、下流域住民の生活や産業に大きな関わりを持つ河川があり、本町の森林は重要な役割を担う位置にあります。

本町の総面積は109,937haで、その54%にあたる58,907haを森林が占めています。森林の内訳は、国有林が24,380ha、民有林が34,527haとなっており、民有林のうち市町村有林が5,349ha、私有林が29,178haとなっています。民有林のカラマツ・トドマツを主体とした人工林の面積は12,691haで、そのうち約50%を35年生以下の若齢級林分が占めています。今後、適切な時期での保育や間伐を実施していくことが重要です。

森林には、木材等生産の機能のほかにも、国土の保全、水源の涵養及び地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて人々が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済と深く結びつく役割を果たしています。さらに、近年では、多様な生物の育成・生息の場として生物多様性の保全機能についてもこれまでも増して評価されてきています。特に本町の基幹産業は酪農業であり、河川周辺の水源涵養機能やシマフクロウ等の希少動物の生息の場としての生物多様性保全機能等、公益的機能の高い多様な森林造成がもとめられます。

しかし、気象条件の厳しい本町では、天然林、人工林ともに育成の遅い林分が多く見られ、またエゾシカによる森林被害や林業採算性の悪化等による森林整備の停滞から、森林所有者の森林経営意欲はさがれ、伐採後にそのまま放置される森林が散見される等、公益的機能の低下が懸念されています。

このようなことを踏まえ、本町の森林整備計画では、近年高まりつつある国産材の需要に備え、持続的かつ安定的な森林造成による林業振興を図るとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割等も考慮し、重視すべき機能に応じた適正な森林整備を計画的に実施します。

(1) 虹別地区

本町の北東部に位置し、西別岳山麓を水源とする西別川流域にあって、すそ野に広がる丘陵地は大規模な酪農業が営まれ、全国でも有数の酪農地帯となっています。

標高178メートルの高地にあって、年間を通し西別岳から吹き降ろす強冷風は酪農業の基幹作物である牧草に多大な影響を及ぼすことから、これらを保護するため現存の防風保安林の機能向上を図っていく必要があります。

また、西別川流域はシマフクロウの生息地となっており、天然林施業の推進等生物多様性の保全に配慮した森林づくりを進める必要があります。

(2) 磯分内地区

この地区には、広大な面積を誇る町営の多和育成牧場があり、牧歌的な風景は本町の観光名所となっています。しかし、一部の草地等では、周辺に樹林帯の少ない箇所も見受けられ、これらを保護するための森林の整備と現存の防風保安林の機能向上を図っていく必要があります。

(3) 久著呂・ヌマホロ・コッタロ・オソツベツ地区

造林及び除・間伐等の森林施業が盛んに行われ、森林の造成については極めて熱心な地域です。現在の人工林の保育を主として、良好な天然林については天然林施業を推進する必要があります。

(4) 標茶地区

「生活環境保全林」は散策や森林観察等、憩いの場として多くの町民に利用されています。

また、町有林・国有林・京都大学研究林・標茶高校学校林も隣接し、この恵まれた自然環境の維持のため、関係機関等との連携による森林環境整備を図る必要があります。

(5) 塘路地区

釧路湿原国立公園に属する塘路湖・シラルトロ沼周辺地は、大面積を所有する法人及び個人が森林団地を形成し、極めて森林の割合が高い地域です。

国立公園特別・普通地域に隣接することから水源涵養等公益的機能の発揮に留意しつつ、成長の良好な箇所では、良質な大径木の需要に対応できるよう、特にカラマツ人工林では長伐期施業（伐期60年）を推進していきます。

（6）阿歴内地区

本町にあっては比較的气象条件が良く、林木の成長については極めて良好な地区です。しかし、他地区と比較しても人工林率が低く、無立木地も散見されることから、それらの解消を図るため造林を積極的に推進していきます。

また、本町と厚岸町との町界に沿って流れるホマカイ川は、厚岸町の水源となっていることから、水源涵養を主体とする公益的機能の高度発揮に配慮した森林施業を行う必要があります。

（7）茶安別地区

本町の南東部に位置し、全町有林の24%にあたる約1,200haがまとまって存在しています。

また、造林及び除・間伐等の森林施業が盛んに行われ、森林の造成については極めて熱心な地区でもあります。しかし、同地区内における林木の生育状況の格差が著しいことから、適切な時期による間伐及び保育を実施する必要があります。

2 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、エゾシカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとします。

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害の防備及び土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」及び保健・レクリエーション機能、文化機能又は生物多様性保全機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業や保全を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っている等、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、景観等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。 なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進する。
文化機能 生物多様性保全機能	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) その他必要な事項

- ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新(地表処理等)を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。
- ウ 種の保存法(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法または文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業に努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

立木の伐採については、Iの2「森林整備の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の方法により、立木を伐採することとします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して定めます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

また、標準伐期齢は、森林経営計画の実施基準や保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

(4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保存させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

次の森林を除き下表のとおり定めます。

- (1) 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第10条各号に掲げる森林及び原生自然環境保全 地域内の森林であって立木の伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限のある森林。
- (2) 特用林及び自家用林
- (3) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分としてⅢ5(1)で定める森林。
- (4) 試験研究の目的に供されている森林、その他これに準ずる森林。
- (5) 森林保健機能増進計画に記載されている森林保健施設の位置に存する森林。

	樹種	林齢
人工林	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	15年
	トドマツ	30年
	エゾマツ・アカエゾマツ	40年
	その他針葉樹	20年
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	15年
	その他広葉樹	20年
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	30年
	〃 広葉樹	30年
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	15年

(1) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全等のために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設けることとします。

- ア 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

ウ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

- (3) 伐採事業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板(あて木)を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷を出来る限り減らす作業に努めることとします。

- (4) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設する等、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行う等時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

- (5) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなど希少鳥類の営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間に配慮し、伐採の内容や時期を調整することとします。

- (6) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出する

ため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

I の2の森林整備の基本方針等を踏まえ、適切な森林の施業方法により造林を実施することとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で人工造林を検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適合、樹種の特質、既往の成林状況等適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定することに努めることとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。

特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給等が期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に配慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の 対象樹種	カラマツ(グイマツとの交配種(グイマツ雑種F1等)を含む)、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ、カンバ類、ミズナラ、ドロノキ、ハンノキ、ヤチダモ、カツラ、アオダモ、その他郷土樹種	

なお、定められた樹種及びその他郷土樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避等、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林などは、公益的機能の発揮の必要性から、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮した上で、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付ける等、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

植栽時期	樹 種	植 栽 期 間	備 考
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	～ 6月10日	クール苗使用の場合、植栽期間は6月20日
	その他	～ 5月31日	
秋 植	全樹種	9月中旬～11月上旬	

(オ)コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアの(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

(カ)植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位：本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	3, 000
中庸仕立て	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 500
疎仕立て	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	—

※ 防災林的な造林の場合には、植栽本数を増やす。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

(キ)効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも(エ)の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

カラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。

↓

カラマツの標準的な植栽本数がhaあたり2, 000本とすると、 $2, 000 \times 0.3 = 600$ となり、カラマツをhaあたりおおむね600本以上植栽することとなります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

(4) その他必要な事項

効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入による低コスト化に努めることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等とし、天然下種更新ではカンバ類やドロノキ・ハンノキ等とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の背丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齢林(注3)にあっては成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種(イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等)を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、ササや草本類の背丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあっては、林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業または植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定める標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は次のとおりとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} \div \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数} \times 10 \text{ (注6)}$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「期待成立本数」とは、天然更新をすべき期間が満了した日における天然更新すべき本数の基準で、樹種や階層により異なります。

○広葉樹

階層	上層	中層	下層
期待成立本数	300本/ha	3,300本/ha	10,000本/ha

○針葉樹

階層	上層	
期待成立本数	カラマツ	300本/ha
	その他針葉樹	600本/ha

上層: 母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林。(標準伐期齢に達した天然林。)

中層: 伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの。

下層: 中層木よりも樹冠面積の小さいもの。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササ等の下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期(6～8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を図ることとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、特に、カラマツやトドマツ等の人工林資源の保続を図るため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林、さらには水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンにおいて確実かつ早期に更新を図るため、当該森林に指定します。なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また、これらの森林において主伐を行う場合は、1の(3)「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行うこととし、植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域(林小班)	参考
別表3	水源涵養林
	水資源保全ゾーンの区域

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1(1)によることとします。

イ 天然更新の場合

2(1)によることとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2(2)における「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促す等林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び

保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1)間伐は、林冠がうつ閉(隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。)し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうつ閉するよう行うこととします。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械化による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備を進め、施業の集約化を図ることにより、施業の省力化・効率化に努めることとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹 種	施 業 体 系	間 伐 の 時 期 (林 齢)					間 伐 の 方 法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ(グイマツとの交配種を含む) (一般材)	植栽本数: 2000本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 400本/ha	19	26	33	41	—	選木方法: 定性及び列状 間伐率: 20%~35% (材積率) 間伐間隔年数 標準伐期齢未満: 7年 標準伐期齢以上: 8年
トドマツ (一般材)	植栽本数: 2,000本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 400本/ha	20	27	35	44	—	選木方法: 定性及び列状 間伐率: 20%~35% (材積率) 間伐間隔年数 標準伐期齢未満: 8年
アカエゾマツ(一般材)	植栽本数: 2,000本/ha 仕立て方法: 中庸仕立て 主伐時の設定: 400本/ha	22	30	38	48	62	選木方法: 定性及び列状 間伐率: 20%~35% (材積率) 間伐間隔年数 標準伐期齢未満: 10年

注1)「カラマツ間伐施業指針」及び「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き」(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

2 保育の作業種別の標準的な方法

(1) 保育の標準的な方法及び実施の時期等は、次のとおりとします。

ア 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

ウ つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

(2) 主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【下刈】

樹 種		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ		←	←	←	←	←	←	←	←	←	←
トドマツ		←	←	←	←	←	←	←	←	←	←

[illegible]

注) カラマツ(グイマツとの交配種を含む)には、グイマツを含む。

下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討し、年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

【除伐】

樹 種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春	○									
	秋		○								
トドマツ	春						○				
	秋							○			
アカエゾマツ	春						○				
	秋							○			

○:つる切り・除伐

注) カラマツ(グイマツとの交配種を含む)には、グイマツを含む。

3 その他間伐及び保育の基準

トドマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に侵されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図る等、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

4 その他必要な事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林です。

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、住民の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置づけ、山地災害防止林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であることから、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能を発揮する森林として取り扱うこととします。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養林)

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要な湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林等水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林(山地災害防止林)

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、

山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林等、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林(生活環境保全林)

飛砂防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林等、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林(保健・文化機能等維持林)

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林その他保健文化機能の評価区分が高い森林等、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林等、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を別表4のとおり定めます。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図る等、木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

樹種	標準的な施業体系			
	生産目標	仕立目標	期待径級	主伐時期の目安
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産	中庸仕立て	34cm	50年
トドマツ	一般材生産	中庸仕立て	27cm	55年
アカエゾマツ	一般材生産	中庸仕立て	30cm	75年

3 その他必要な事項

(1) 本町の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

ア 水資源保全ゾーン

(ア) 区域の設定

水源涵養林のうち属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において特に水質保全上重要であり、伐採の方法等を制限する必要があると認められる森林について、それぞれの森林の立地条件等を踏まえ、水資源保全ゾーンとして別表1のとおり定めます。

また、北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)規定による水資源保全地域に指定された森林についても、原則として水資源保全ゾーンとして定めるものとします。

(イ) 施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準のうち市町村長が地形・地質等を勘案して伐採面積の規模の縮小を行うべき森林として、別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行う等、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置する等降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

イ 生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)

(ア) 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める区域を別表1のとおり定めます。

(イ) 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど等、伐採及び造材に伴う地表かく攪乱を最小限に抑えることとします。

ウ 生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)

(ア) 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表1のとおり定めます。

(イ) 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

(2) 施業実施協定の締結の促進方法

緑化活動その他森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動法人等の活動においては、1 または2で定めた施業の方法により施業が進められ、または機能の発揮がより期待される取組等について、施業実施協定を締結し、森林の施業及びそのために必要な施設の設置等を支援していくことを検討します。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、30ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が全所有者数の90%、その所有面積は10,183haとなっています。これは本町の一般民有林面積の29%を占めるものであります。また、一般民有林のうち人工林が12,691haあり、保育や間伐または主伐を行うにあたっては施業の集約化によるコスト低減、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

このため標茶町森林組合やその他林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。併せて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備等森林管理の適正化を図ることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内(5カ年間)において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図ることとします。

また、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことも検討し、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

なお、制度活用にあたっての意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと考えられる森林を対象として実施するよう努めることとします。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。そのため、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとします。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、その地区集会を利用して、また、不在村森林所有者については、町及び森林組合が、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性の理解を得るとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととします。

【森林施業共同化重点的实施地区の設定計画】

地区の名称	地区の所在(林班)	区域面積(ha)
久著呂・オソベツ	65、66、69～71、113～141、 143～146、154～156	4,153
茶安別・五十石	202～249、426、427、429、 430	3,359
塘路・阿歴内	256、257、266～286、 291～294、297、298、383、 400～403	2,200
合 計		9,712

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

- (1) 一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業、土場、作業場等の施設設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすることとします。
- (2) 共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすることとします。
- (3) 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすることとします。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位: 路網密度 m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ～15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15° ～30°)	車両系作業システム	85以上	25以上

急傾斜地(30° ～)	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上
-------------	-----------	----------	----------

注)1「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

注)2「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

注)3「急傾斜地」の＜＞書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業(造林、保育)を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置等、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に、作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐 倒	集材《木寄せ》	造 材	巻 立 て
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ	グラップルローダ (ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15° ～ 30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】 《グラップルローダ》	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30° ～)	チェーンソー	スイングヤード 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・ プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ ()は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【】は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ(全幹)を集材に活用している事例がある。

2 作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を次のとおり設定します。

路網整備等 推進区域名	面 積	開設予定路線	開設予定延長	対図 番号	備 考
茶安別	1,652ha	茶安別1線 茶安別2線 茶安別3線 茶安別4線 茶安別5線 茶安別6線 茶安別7線 茶安別8線 茶安別9線 茶安別10線 茶安別21線	2,618m 1,830m 1,641m 1,480m 2,500m 1,137m 1,040m 1,020m 1,320m 2,740m 900m	①	
茶安別	199ha	茶安別16線	730m	④	
茶安別	85ha	茶安別20線	900m	⑥	

茶安別	137ha	上チャンベツ1線	1,200m	⑩	
阿歴内	142ha	阿歴内1線	800m	⑦	
ルルラン	86ha	ルルラン1線	1,084m	③	
塘路	279ha	塘路2線	2,088m	②	
中オソツベツ	337ha	中オソツベツ1線	1,600m	⑤	
ヌマオロ	407ha	ヌマオロ1線	1,600m	⑧	
		ヌマオロ2線	1,634m	⑧	
久著呂	317ha	クチヨロ1線	1,200m	⑨	
合 計	3,641ha		29,862m		

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、北海道林業専用道作設指針(平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知)及び北海道森林作業道作設指針(平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知)により作設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたって育成単層林として維持する森林を主体として、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

単位:延長 km 面積 ha

開設／ 拡張	種類	区分	位 置	路線名	延長	箇所数	利用区 域面積	前 半 5 カ 年 の 計 画 箇 所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	茶安別	茶安別2線	1.8		47.00	○	②	
〃	〃		五十石	五十石支線		1				
〃	〃		コッタロ	コッタロ		1				
〃	〃		オソツベツ	オソツベツ		1				
拡張	自動車道(改良)		チリシンネ	チリシンネ		1				法面保全
〃	〃		沼の上	沼の上		1				法面保全
〃	〃		五十石	五十石		1				局部改良
〃	〃		五十石	五十石		1				法面保全
〃	〃		シラルトロ	シラルトロ		2				法面保全
	合計				1.8	9	47.00			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知)を基本として、道が定める森林作業道作設指針(平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知)により作設することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

北海道が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるよう、適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

- (1) 土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施設や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。
- (2) 林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。
また、通行の安全を確保するため必要に応じて、通行を禁止する安全施設の整備を講ずるものとします。
- (3) 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類(オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等)に配慮することとします。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 人材の育成・確保

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院(北森カレッジ)等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

国の「森林・林業基本計画」で示された、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択できるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、ハーベスタ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ等による集材作業によるシステムを採用する等、高性能林業機械による作業システムの普及を推進します。

また、ICT等の先進技術を幅広く活用したスマート林業を展開し、安全で効率的な森林施業の定着を推進します。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状(参考)	将来
伐倒・造材		フェラバンチャー・ハーベスタ ・ プロセッサ	フェラバンチャー・ハーベスタ ・ プロセッサ
集材		グラップル・フォアーダ	グラップル・フォアーダ
造林 保育等	地拵	—	—
	下刈	—	—
	枝打ち	—	—

(3) 林業機械化の促進方策

地域の実情に応じた高性能林業機械の導入による省力化と生産性の向上、生産コストの低減労働、安全衛生面の向上に努めることとします。

森林組合や林業事業体に対しては、高性能林業機械の開発状況や導入事例等を啓蒙普及するとともに、高性能林業機械の実演会、講習会等への参加を勧め、高性能林業機械による新システムの普及を図ることに努

めることとします。

また、高性能林業機械の導入にあたっては、国及び道の助成・融資制度の活用を支援することとします。

3 林産物の利用の促進に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組の実施が重要です。このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による特色のある取組、消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用等、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

【林産工場施設】

施設の種類	現 状		
	位 置	規 模	対図番号
おが粉工場	標 茶	8, 000 m ³	①
おが粉工場	茶安別	6, 700 m ³	②
製材・おが粉工場	標 茶	8, 000 m ³	③

4 その他必要な事項

特になし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

（1）区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及びエゾシカ被害マップデータ等から食害・剥皮等の被害がある森林及びその周辺に位置し被害発生のおそれがある森林について、エゾシカによる被害を防止する措置を講じるべき森林として、次のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報、その他エゾシカによる森林被害または生息情報により補正することとします。

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
エゾシカ	全域	34, 527

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
エゾシカ	なし	なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

エゾシカ被害に対しては、人工林及び人工植栽の予定地を中心に、侵入防止柵の設置と維持管理、忌避剤の散布、枝条巻き、あるいは現地調査による森林のモニタリングや巡視、わなによる捕獲など、効果を有すると考えられる方法を単独または組み合わせて実施することとします。なお、侵入防止柵については設置後の改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図ることとします。

被害防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策との調整を図りながら進めることとし、森林内における効率的な捕獲技術の開発等については関係団体や試験研究機関等と連携するなど、総合的な対策を講じることとします。(関連計画:エゾシカ保護管理計画、標茶町鳥獣被害防止計画)

特に、生息密度が高い地域においては、巡回などにより被害の発生状況を的確に把握するとともに、被害を確認した場合または発生のおそれがある場合、標茶町森林組合や北海道猟友会標茶支部等関係団体と連携し、適切な被害防止対策を早期に講じるよう努めることとします。

2 その他必要な事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域におけるエゾシカの被害防止状況や対策が適切に実施されているかを把握するため、現地調査や情報交換の場を設け、林業関係者や森林所有者等からの情報収集等を行うことに努めることとします。
- (2) 食害のおそれのある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツなどの嗜好性の低い樹種を検討することとします。
- (3) エゾシカ駆除の担い手確保を図るため、北海道の協力を得て「狩猟免許出前教室」を開催するなど、担い手の育成に努めます。(関連計画:エゾシカ保護管理計画)

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除又は予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木の伐倒・整理等適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、標茶町では確認されていませんが、渡島桧山地域森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、本町と振興局、試験研究機関、森林組合、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

- (1) 野ねずみによる森林被害はエゾヤチネズミによるカラマツの食害が主であることから、カラマツの植栽を行う際は野ねずみの生息場所となる枝条のたい積を避け、また、発生動向等も踏まえて殺鼠剤の散布や防鼠溝を設置するなどの対策に努めることとします。
- (2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他野生鳥獣による被害については、その早期発見及び適切な防除を行うほか、試験研究機関等と連携し、防除技術の開発等に努めることとします。
- (3) 森林の保護にあたっては、野生鳥獣の生息を確認した場合、生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮するよう努めることとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な林野火災の予防に努めることとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、本町火入れの許可に関する条例(平成18年12月18日条例第41号)及び林野火災予消防対策実施方針に基づき適切に実施することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
なし

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設ける等の防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地等利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

ウ 湿原及び湿原流入河川等、河川及び湖沼周辺の森林については、水辺域に生息・生育する野生生物の環境を保全するため、水量の安定供給、水質の浄化や土砂の流出防止に配慮し、極力伐採を控え、連続した水辺林を整備する等適切な保護・管理に努めます。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、標茶町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援等により森林経営計画の作成を推進します。

当該計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

ア II第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ II第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びII第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

当該区域は、路網の整備状況その他地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効果的に行うことができると認められる、30ヘクタール以上の森林を区域計画として、定めるものとします。

区域	林班	区域面積 (ha)
虹別・多和・磯分内区域	1～48、60～63	3,992ha
阿歴内①区域	299	307ha
塘路①区域	407～409	106ha
オソツベツ①区域	113～118.123	405ha

2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

本町は、豊富な森林資源を有しているが、主要産業である農林業の低迷等から就業の場が限られたものとなっており、今後若者やUJIターン者等を積極的に受け入れ、地域のコミュニティや経済の活性化を図っていくために、新たな産業の育成等を通じて、就業機会の創設・確保を図ることが必要です。

また、本町は、都市にはない多くの魅力や可能性を秘めており、こうした地域固有の魅力を地域住民が自覚し、その特性を活かしながら都市との共生・対流の促進を図っていく必要があります。

このため、地域資源を活用した新たな産業の育成、就業の場の創出を行政と地域住民さらには外部の関係者等が一体となって検討していくとともに、地域産品等の産地直送体制の整備、情報ネットワーク化、木質バイオマスエネルギー利用の研究、地域材の供給コストの低減やロットの拡大、流通の見直し等に積極的に取り組んでいくものとします。

また、森林整備においても、地域住民や都市住民の多様なニーズに応じた森林整備を森林所有者等の理解と協力の下に計画的に推進します。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

標茶地区の「生活環境保全林」については、町民の代表的な森林体験施設として広く認知されており、町民の散策等、憩いの場となっています。

散策道の適切な管理を行い、樹名板を設置する等、より町民が親しみやすい森林環境を作るとともに、間伐等を実施し、林木の保育管理を行うこととします。

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の名称	現 状 (参考)		対図番号
	位置	規 模	
生活環境保全林	標茶	65ha 遊歩道 5.7km	①

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備をしていくことが必要です。

このため、森林に対する多様なニーズを適確に把握し、計画書案は、インターネット等を通じたわかりやすい形での公表や住民説明会等の開催、流域・林業活性化協議会等への住民参加の促進等により住民意見等を反映していくものとします。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者の理解と協力を得ながら、開かれた森林を確保しその整備を進めるとともに、教育、福祉、保健等の分野とも連携し、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

釧路川水系及び西別川水系並びにホマカイ川を含む別寒辺牛川水系は、下流の1市3町の水源等として重

要な役割を果たしています。下流の住民団体等と官民一体となって植樹活動等を実施し、環境保全に対する普及啓蒙を促す活動を行なっていくとともに、今後も地域・業種を超えた活動を推進するものとします。

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

植樹活動において、町木のミズナラの木を継続的に活用することを目的に、平成16年度から実施している「どんぐりの苗畑づくり」事業については、標茶高等学校と連携して苗畑造成を行い、種まき作業には、町内保育園児等が参加する等、子供たちが森林について学ぶことができる機会にもなっていることから、「どんぐりの苗畑づくり」事業を継続的に実施することとし、町内の緑化推進運動の基盤とします。

また、青少年の森林学習を推進するため、学校教育の「総合的な学習の時間」を活用した林業体験学習等、青少年のための森林づくり体験活動を進めます。

5 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図るものとします。

なお、要整備森林は地域森林計画において指定されます。

(2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法は、個々に定められた指定施業要件に基づき行うこととします。

なお、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、標茶町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b 伐採方法は、次の3区分とします。

(a) 伐採方法の指定無し(皆伐を含む)

(b) 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの)

(c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、公表される面積の範囲内とします。

b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

(a) 水源かん養保安林(ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る)については、20haを超えない適切な面積とします。

(b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10haを超えない適切な面積とします。

(c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20haを超えない適切な面積とします。

c 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存することとします。

d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

e 初回の択伐率は指定施業要件に定められている率とします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3(指定施業要件で定めた条件を満たす場合には10分の4)とします。

(ウ) 特例

a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定無し、同じく禁伐と定めら

れている森林にあつては択伐とします。

c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

(エ) 間伐の方法及び限度

a 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

b 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行うものとします。

b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとします。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあつては自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあつては北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

表1 特別地域内における制限

区 分	制 限 内 容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は現在蓄積の10%以内とします。
第 2 種 特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法によります。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によるものとします。 (2) 道路等の公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林において現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保存及び保護に努めることとします。 (6) 皆伐法による場合の伐区は、次のとおりとします。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とします。ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を拡大することができます。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第 3 種 特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採方法については、表2のとおりとします。

表2 その他の制限林における伐採方法

区 分	伐 採 方 法
その他の 制 限 林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とします。 (3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう原則択伐とし、皆

	伐を行う場合の伐採面積は1ha未満とします。 (4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域(伝統的建造物群保存地区を除く)においては、原則禁伐とします。
--	---

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士等地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

釧路湿原国立公園に属する塘路湖・シラルトロ沼周辺地は、水土保持機能が高く、これらを維持していくため長伐期施業及び複層林施業を積極的に推進すると共に、塘路湖流入河川上流部に町が保有する天然林についても動植物の生息域として、その保全に努めるものとします。

(5) 町有林の整備に関する事項

本町は現在2,673haの人工林を含む5,076haの森林を所有しており、複層林施業・長伐期施業を目指し町有林の大半を水源涵養林とし、地域住民が求めている公益性を重視した環境保全と合せて生産力の増高等総合的な機能の発揮に留意しつつ町全体の発展のため、森林の有効活用を図ります。

別表1

公益的機能別施業森林及び木材等生産林機能の維持推進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
山地災害防止林	0009	29	0.28
	0065	81	1.60
	0071	15.16.24.25	2.52
	0088	9.13.14.16.18～22.30.34～54.56.57	76.04
	0284	31.32	1.32
	0411	1～9.11～14	74.16
	0412	1.2.5	18.76
保健・文化機能等維持林	0003	12.13.17.24	75.00
	0004	1～4.17.18.53.57	61.60
	0006	10.12.16.17.41.42	18.00
	0007	36～38.40.55.58.60～64	35.60
	0008	30～34.40～42.46	23.64
	0009	16～19.21	53.32
	0011	29～32.40	62.60
	0013	31.32.34.35.42～45	52.66
	0014	27.29～31.38～41.45～49	61.36
	0015	43.46.48.51.102～104.118	11.87
	0089	1	7.88
	0090	2～5.9～16.19.20.25.26.31	51.80
	0202	82,83	2.21
	0212	32,33,41,58,79	3.32
生活環境保全林	0001	6～23.25～82	40.36
	0002	16.19.21～34.36.38～46.48.49.51～57.59～78.80～85.87.88.91～97	39.23
	0003	1～11.23	4.56
	0004	27～51.59～63	15.20
	0005	30～47.49～59.63.64	16.44
	0006	18～37	9.92
	0007	21～35	6.00
	0008	18～29.38.43	8.08
	0009	9～15.33.34	3.08
	0011	24	0.08
	0015	55～62.68～70	14.48
	0016	2～38.56～59	41.83
	0017	1～5.8～12	9.20
	0020	46.48	0.88
	0022	26～28.30～32.65.66	6.92
	0038	3.12～25.27～53.56.57	21.08
	0039	6.9～32.34.35.51	18.56
	0042	43～46	1.64
	0043	16～19.39	2.20
	0055	50～60.71.72.80～83	8.42
	0056	88～101.115～120	9.84
	0058	39～48	9.64
	0063	12.13.16.39～42	4.56
	0064	1～7.14	4.96
	0090	1.6～8.18.23.24.27～29	43.80
	0091	1～7	83.44
	0092	91～97	3.00
	0093	55～63.76	8.77
	0129	10～13	5.24
	0130	20.47～52.56～58	6.96
	0135	71～83	22.73
	0148	2～5.7.9.27～31.34.46.58.59	33.52
	0149	24.30.50	4.16
	0150	1.3.4.6～8.18.19.22.24.31～33	24.78
	0151	6.7.12.22.24.31	10.92
	0238	39～41	0.35

区分	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	0003	15.16.21.25	5.02
	0006	9.11.13.14.45～47	11.02
	0014	43.44	8.52
	0015	4.6.53.63.92.94.95.98～101.105～108.111～117	115.44
	0022	24.25	1.16
	0025	31	0.40
	0042	30	2.59
	0048	16.17	1.00
	0049	全域	100.05
	0050	全域	92.97
	0051	全域	96.08
	0052	全域	103.80
	0053	1.2.4～11.13.16	158.28
	0073	1～3	21.20
	0076	全域	115.16
	0077	1～7.9.12～17	124.96
	0084	57.71.78	26.84
	0088	9.13.14.16.18～22.30.34～54.56.57	76.04
	0089	14.15.18～20.23～26.30.33～35.37～40	39.84
	0091	8～10	0.76
	0094	24.25.27.31.33～49.53～55	83.76
	0095	7.8.24.25	1.99
	0096	1～6.8.9.11～18.25～28.34.35	103.64
	0098	7～9	26.68
	0101	1～9.11.12	81.92
	0106	4～10.14～16.26.27	13.80
	0122	7	3.40
	0123	72.73	4.92
	0124	67.68	2.20
	0126	3.5.16.17.19.20.24.25.36	7.52
	0127	10.12.13.24	6.52
	0134	47.51～56.58.59.86.87	6.28
	0135	4～7.11～13.16.17.19.20.35～37.39.40.44.50.52.53.55～70.90～92.94～100.102.104～106	87.33
	0140	全域	93.60
	0142	全域	230.68
	0144	全域	164.24
	0146	全域	20.52
	0148	6	11.24
	0149	1～3.25.26.57.58.60～64	37.83
	0150	2.5.25.30	12.60
	0151	8～11.23.33.34.36	36.12
	0168	全域	22.48
	0169	全域	19.28
	0170	全域	0.40
	0171	全域	25.56
	0174	10～14.16	50.40
	0175	9～12.15	26.48
	0176	10～12.16	77.04
	0177	全域	67.72
	0181	9.12	3.08
	0182	全域	136.06
	0183	全域	53.68
	0184	全域	93.64
	0185	全域	57.56
	0187	全域	89.95
	0188	全域	42.28
	0199	全域	118.42
	0200	全域	126.17
	0201	全域	45.02
	0222	4.11～14	16.32
	0223	13.14.17.18.25～28.30	11.18

区分	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
	0224	6~8.11.12.15.17.18.20.21.26	27.40
	0225	4~7.11.14.17	7.17
	0227	4~6.8.9.12.21.23	9.08
	0228	13.22	7.72
	0230	1.7~18.22.25~28.30~36.38.42~45	129.41
	0231	全域	188.19
	0232	全域	231.01
	0233	1~3.5.14~16.18~31	69.44
	0234	7.9.15.16.22.25.36.37.42~55.57.58.61.62.68~70	73.56
	0235	1~3.20~22.28.30.59	8.48
	0250	10.24.28.32~34.41~46.48~50.53.56.61~63	53.80
	0251	全域	60.32
	0252	1.5.14	74.08
	0253	2.4.5.31.33.34.41.42	46.44
	0284	1~21.24~28.30.34~38.40~64	64.71
	0287	1~3.6~8.13.14.19~21.23~29.31.32.34.35.37~43.45~49	102.49
	0292	1~5.7~9.11~29	49.16
	0293	全域	41.92
	0294	全域	130.77
	0297	全域	54.86
	0298	全域	80.34
	0299	全域	306.96
	0300	全域	55.64
	0301	全域	74.04
	0302	全域	60.28
	0303	全域	81.08
	0304	全域	60.08
	0305	全域	92.04
	0306	全域	56.00
	0307	全域	67.04
	0308	全域	57.52
	0309	全域	50.32
	0310	全域	91.48
	0311	10	1.72
	0313	1.2.6	18.72
	0314	1.16.18.20	24.12
	0315	1~3.5~15.17~19	75.15
	0316	全域	71.88
	0317	全域	52.94
	0318	全域	81.40
	0319	全域	62.26
	0320	全域	68.63
	0321	全域	54.61
	0322	全域	81.48
	0323	2.3.11.16.18.19.26.27.34~40	43.81
	0324	7	3.00
	0325	1.2.5.10~13.15~19	47.40
	0326	全域	28.16
	0327	4~7.18	8.08
	0328	2.5~9.11~14.16.18~20.22~25.27~30	53.92
	0330	全域	54.12
	0331	全域	81.84
	0341	2.5.10.12.14~19	40.90
	0342	5.9.10.12.16~18.24.29~31.33~42	50.88
	0343	全域	52.24
	0344	3.7.13	26.52
	0347	36	1.24
	0351	1.2	5.12
	0352	14	6.92
	0353	全域	13.56
	0354	5~11	8.68
	0355	16~18	23.84

区分	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
	0363	全域	29.56
	0364	全域	42.44
	0365	全域	57.40
	0366	全域	44.12
	0376	全域	121.53
	0377	全域	53.25
	0378	全域	45.37
	0379	全域	46.16
	0380	全域	28.80
	0381	全域	77.04
	0382	全域	56.36
	0383	全域	38.56
	0384	全域	113.24
	0385	全域	99.76
	0386	全域	48.88
	0387	全域	61.34
	0388	全域	46.81
	0389	全域	47.84
	0390	全域	84.57
	0391	全域	61.64
	0392	全域	48.20
	0393	全域	74.23
	0394	全域	53.96
	0395	全域	57.25
	0396	全域	57.28
	0397	全域	85.38
	0398	全域	60.14
	0399	全域	55.14
	0400	全域	17.12
	0401	全域	84.14
	0402	1.5～11.14～17.19～23	61.35
	0403	6～17.25～30.33.42.43	33.60
	0404	全域	40.74
	0405	1～3.8.10～21	40.60
	0406	全域	69.20
	0407	1.2.4.7～9	33.38
	0414	全域	81.84
	0415	全域	37.20
	0416	全域	102.76
	0417	全域	84.56
	0418	全域	40.44
	0419	全域	46.08
	0420	全域	78.76
	0421	全域	50.68
	0422	全域	55.51
	0423	全域	52.08
	0425	1	8.05
	0428	全域	71.84
	0429	2.4.6～9	16.36
	0430	2.6	10.72
	0431	全域	38.18
	0432	全域	90.35
	0433	全域	39.26
	0434	全域	92.32
	0435	全域	80.12
	0436	全域	44.34
	0437	1～3	47.60
	0439	6.9	7.36
	0440	全域	35.16
	0441	3.6	4.68
	0501	全域	134.24
	0502	全域	121.57
	0503	全域	105.91

区分	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
	0504	全域	94.17
	0505	全域	129.40
	0506	全域	97.21
	0507	全域	122.40
	0508	全域	120.57
	0509	全域	185.01
	0510	全域	152.94
	0511	全域	185.45
木材等生産林	0001	24	0.44
	0002	2.13~15.50.89.90.98	4.24
	0004	6.7.15.16.24.25.54.56.58	4.88
	0005	2.7.10.12.14~19.26.29.61.65	8.04
	0006	1~8.38~40.43.44	7.40
	0007	2~6.13.14.19.41~47.49.50.52~54.56.65	10.16
	0008	1~7.9~17.36.39.44.45	9.00
	0009	1.5.6.8.20.22~26.28.30~32.35	12.50
	0010	全域	8.82
	0011	2~4.6.7.9.12~15.18.20.22.23.25.27.28.34~37.39.41	19.04
	0012	全域	11.46
	0013	2.4.6.8~13.17.20~26.37.39~41.46.47	12.28
	0014	1.2.4~6.8~19.21~23.28.32.42.50~52	28.20
	0015	1~3.5.7~42.44.45.47.49.50.64~67.73~80.82~91.93.96.97.109.110	52.88
	0016	39.40.43~55	17.92
	0017	6.15~18.20~24.26~30.33~39.41~48	99.70
	0018	全域	172.90
	0019	全域	255.09
	0020	1~3.8.10.13~17.20.23.24.28.30~34.36.38~45.47.49~51.80~97	92.19
	0021	全域	234.31
	0022	1~8.10.11.16.33.35.37~39.42.43.48.50~59.61~64.67~73.76	70.76
	0023	全域	15.56
	0024	全域	48.64
	0025	2~8.10.11.16.18.19.21~23.26~30.32~35	40.12
	0026	全域	16.60
	0027	全域	69.92
	0028	全域	24.32
	0029	全域	40.08
	0030	全域	93.04
	0031	全域	57.04
	0032	全域	55.45
	0033	全域	35.16
	0034	全域	89.82
	0035	全域	45.76
	0036	全域	173.42
	0037	全域	65.24
	0038	1.4~6.8.54.55.58~60	5.12
	0039	1~5.7.8.36.38~41.43.44.47.48.53.57	25.96
	0040	全域	53.84
	0041	全域	101.56
	0042	1~11.13~19.23.24.26.27.31.39.41.47.49.50.52~54	21.94
	0043	2~15.20.22~32.34.36~38.40.41.46.49~54	36.94
	0044	全域	2.32
	0045	全域	153.90
	0046	全域	325.96
	0047	全域	44.80
	0048	2.3.5.6.8~10.14.15.18~29	107.46
	0053	14.15	0.64
	0054	全域	26.36
	0055	1~18.21~38.42.44.46.47.61.63~69.73.75~79.84.85.88	65.68
	0056	2~4.6~8.26.39~42.44.45.47.48.50~52.55.67.68.73.74.77.78.105.113.121~127	44.56
	0057	全域	35.67

区分	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
	0058	1~4.6~15.17~19.21.24.25.29~33.35.49~51.54	21.24
	0059	全域	45.01
	0060	全域	33.02
	0061	全域	87.16
	0062	全域	83.56
	0063	4~7.9~11.14.15.17~31.33~38	41.27
	0064	9~13.15	27.16
	0065	1~3.5.6.9~13.15~20.22.24~40.42.44~47.49~52.57~60.69~80.82~86.88~112	198.02
	0066	全域	277.26
	0067	全域	78.30
	0068	全域	194.90
	0069	全域	51.00
	0070	全域	286.66
	0071	1~3.5~14.17~23.26.27	60.60
	0072	全域	62.68
	0073	4.6~57	142.90
	0074	全域	127.17
	0075	全域	38.92
	0077	8.10.11.18.19	13.47
	0078	全域	121.04
	0079	全域	35.80
	0080	全域	72.47
	0081	全域	79.33
	0082	全域	101.26
	0083	全域	62.34
	0084	1~10.15~28.30~33.35~42.44.45.48~56.58.59.61.65.67~70.72~77.79~97	179.00
	0085	全域	77.99
	0086	全域	14.08
	0087	全域	43.48
	0088	1~8.10~12.15.23.25.27~29.31~33.55	49.09
	0089	4~7.9.31.32	19.18
	0092	1~5.7~18.20.23~25.27.28.30~36.38.41.45~47.49~54.56~.70.72.74.75.78.79.83~85.87.89.90.98.99.101~105.107~124.126.127.130~139.141~144	189.12
	0093	1~7.9~22.24.26.35.39.40.42.44.48~54.64~75.78.79	95.44
	0094	1.2.4~15.20.22.30.52.56~63	99.34
	0095	1~4.6.9~13.16.17.20~23.26	52.60
	0096	7.31~33	12.07
	0097	全域	207.53
	0098	1~3.5.6.10~15.17~20	64.49
	0099	全域	47.60
	0100	全域	76.48
	0101	13	2.52
	0102	全域	42.44
	0103	全域	49.48
	0104	全域	73.34
	0105	全域	61.76
	0106	1.3.17~25	46.00
	0107	全域	56.32
	0108	全域	9.88
	0109	全域	90.80
	0110	全域	89.04
	0111	全域	18.88
	0112	全域	63.80
	0113	全域	11.04
	0114	全域	61.70
	0115	全域	91.22
	0116	全域	78.42
	0117	全域	100.78

区分	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
	0118	全域	61.24
	0119	全域	94.96
	0120	全域	86.60
	0121	全域	57.40
	0122	1～6.8～21.24～27	78.16
	0123	1～7.10.12～14.16.17.19.21～23.25～27.29～36.45.46.48～52.54.57～ 62.64.68～70.74.76～80.82～86.88～95.97.99.100.102～109	90.13
	0124	2～5.11.13～15.17.21.23.29.33～55.59～62.64～66.71～73.78～ 81.83.86～101	106.74
	0125	全域	130.19
	0126	1.2.10.13.29.32.33.35.100.101	26.21
	0127	2.7.14～23.25.28.31.32.34～36.38.39.43.44.48.51～53	25.58
	0128	全域	35.52
	0129	1.2.5～9	28.24
	0130	1～6.8.10～17.19.21.23～25.27.32～37.40～46.53.54	57.61
	0131	全域	178.52
	0132	全域	44.84
	0133	全域	92.51
	0134	8～10.13.16～29.32.35～39.41.57.61.62.66.67.70.75.78.80～84.89～94	36.33
	0135	8～10.14.15.21～23.27.29.84.89.101.103	5.78
	0136	全域	136.84
	0137	全域	180.52
	0138	全域	59.05
	0139	全域	176.14
	0141	全域	88.38
	0143	全域	182.47
	0145	全域	231.04
	0147	全域	27.52
	0148	26.32.33.35～37.40.42～45.47.51～57.60～62	81.05
	0149	5.7.9～11.13～22.31～49.51～56.59.65～87	132.43
	0150	9～17.20.21.23.26～29.34～37	100.68
	0151	1～5.13～21.25～28.30.32.35.37～46	174.92
	0152	全域	107.76
	0153	全域	43.21
	0154	全域	87.87
	0155	全域	69.37
	0156	全域	52.64
	0157	全域	88.37
	0158	全域	49.13
	0159	全域	105.14
	0160	全域	76.92
	0161	全域	79.60
	0162	全域	107.76
	0163	全域	80.81
	0164	全域	84.72
	0165	全域	45.49
	0166	全域	78.26
	0167	全域	86.40
	0172	全域	40.56
	0173	全域	38.28
	0174	1～9	86.80
	0175	1.2.8.16～21	62.56
	0176	1～7	27.16
	0178	全域	59.88
	0179	全域	70.64

区分	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
	0180	全域	23.76
	0181	1～7.10.11.13～15	26.74
	0186	全域	91.20
	0189	全域	51.24
	0190	全域	71.02
	0191	全域	46.62
	0192	全域	58.38
	0193	全域	79.12
	0194	全域	83.24
	0195	全域	63.76
	0196	全域	61.92
	0197	全域	108.84
	0198	全域	53.12
	0202	1.2.4～6.8～10.12～14.16.18～32.34.35.41～43.46.47.49～52.54.55.57 ～64.66～71.74.75.77.78.80.81.84.86～88	83.74
	0203	全域	62.71
	0204	全域	24.89
	0205	全域	51.93
	0206	全域	40.35
	0207	全域	85.35
	0208	全域	25.98
	0209	全域	38.68
	0210	全域	88.16
	0211	全域	85.89
	0212	1～3.6.7.9～24.27～31.34～40.42～57.59～78.80～84	101.60
	0213	全域	63.43
	0214	全域	45.46
	0215	全域	48.44
	0216	全域	44.60
	0217	全域	54.01
	0218	全域	82.24
	0219	全域	60.48
	0220	全域	124.03
	0221	全域	37.12
	0222	2.3.5.6.8～10.15	44.76
	0223	1～3.5～12.19～24.29.31～38	19.08
	0224	1.3.4.9.19.22～25.28.29	21.86
	0225	1.2.13.19～24	3.84
	0226	全域	5.08
	0227	2.11.13～20.22.24.25	7.60
	0228	1.2.9～12.14～21.24～35	30.15
	0229	全域	20.24
	0230	2～4.6.20.23.24.29.37.39～41	9.08
	0233	7～13	46.26
	0234	1.3.6.8.10～14.17.18.20.23.26～31.33～35.38～40.56.59.60.63.64.67.71	39.18
	0235	4～10.12～14.17～19.23～27.29.32～34.36.39～46.48～51.57.58.60.62 ～69.71～75	66.10
	0236	全域	19.29
	0237	全域	67.75
	0238	1.2.4.5.7～14.19～21.23～26.28～32.36～38.42	59.20
	0239	全域	57.32
	0240	全域	29.50
	0241	全域	57.31
	0242	全域	47.47
	0243	全域	34.72
	0244	全域	76.58
	0245	全域	69.84
	0246	全域	256.79

区分	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
	0247	全域	22.58
	0248	全域	34.18
	0249	全域	98.32
	0250	1～9.11.12.14～19.21.36～40.51.54.55.58.64.65	154.13
	0252	2.6～13.15～33	199.52
	0253	1.3.6～15.17～21.23.25～30.32.35～40.43.44	196.12
	0254	全域	54.40
	0255	全域	43.28
	0256	全域	78.88
	0257	全域	68.12
	0258	全域	47.23
	0259	全域	80.26
	0260	全域	54.08
	0261	全域	38.08
	0262	全域	84.43
	0263	全域	100.30
	0264	全域	43.76
	0265	全域	29.64
	0266	全域	95.84
	0267	全域	84.08
	0268	全域	179.56
	0269	全域	40.27
	0270	全域	42.50
	0271	全域	40.27
	0272	全域	67.86
	0273	全域	30.92
	0274	全域	25.69
	0275	全域	22.51
	0276	全域	25.38
	0277	全域	70.38
	0278	全域	68.06
	0279	全域	45.08
	0280	全域	70.00
	0281	全域	81.79
	0282	2～11.14～27.29.31～39.42～46.48.49.51～57.59.100	59.27
	0283	全域	74.01
	0285	全域	86.90
	0286	全域	73.06
	0287	9～11	4.40
	0288	全域	93.94
	0289	全域	82.05
	0290	全域	58.12
	0291	全域	89.78
	0292	30	2.88
	0295	全域	115.57
	0296	全域	35.96
	0311	1～5.8.9	49.08
	0312	全域	73.64
	0313	3.4	15.68
	0314	2.3.5～15.17	41.76
	0315	20	7.00
	0323	1.4～7.9.10.14.15.17.20～25.28.30～33.41	24.18
	0324	1.2.5.6.9～13	32.16
	0325	6～9.20	29.76
	0327	1.3.6.9.11.14～17.19.20	82.24
	0328	1.3.4.15.21.26.31～50	83.32
	0329	全域	54.46
	0332	全域	81.13
	0333	全域	56.70
	0334	全域	66.93

区分	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
	0335	全域	100.96
	0336	全域	96.32
	0337	全域	98.88
	0338	全域	36.16
	0339	全域	190.59
	0340	全域	35.64
	0341	1.3.4.6～9.11	28.00
	0342	1～4.7.8.19～23.32.43	12.89
	0344	1.6.8～12.14.15	50.64
	0345	全域	91.72
	0346	全域	33.68
	0347	11～14.18.21～23.25～35.37.38.40～47	49.09
	0348	全域	66.99
	0349	全域	18.28
	0350	全域	50.69
	0351	5～11.14～24	33.28
	0352	1～3.7～10.13.15～20	42.96
	0354	1～4	33.04
	0355	1.2.4.6.8～10.13.15.19.	35.60
	0356	全域	53.64
	0357	全域	52.76
	0358	全域	61.28
	0359	全域	52.60
	0360	全域	56.90
	0361	全域	82.16
	0362	全域	37.48
	0367	全域	39.80
	0368	全域	47.52
	0369	全域	53.18
	0370	全域	73.52
	0371	全域	34.66
	0372	全域	50.21
	0373	全域	71.88
	0374	全域	59.41
	0375	全域	46.64
	0402	2～4.12.13.18.25	4.34
	0403	1～5.18～24.3132.34～41	14.55
	0405	4.6.9.22	17.64
	0407	3.5.6.10～18	16.52
	0408	全域	38.62
	0409	全域	80.98
	0410	全域	35.92
	0412	3.4.6	25.56
	0413	全域	104.58
	0424	全域	11.96
	0425	2.3	30.32
	0426	全域	7.32
	0429	1.5.7.8.10	22.88
	0430	1.3.4.7～9.11	20.40
	0437	5	2.20
	0438	全域	20.80
	0439	1～5.7.8.10～14	23.42
	0441	1.2.4.5.7～13	46.85
	0442	全域	134.20

区分	森林の区分		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン (水源涵養林との重複)			
	水資源保全保 全地域に指定さ れた森林	0015 63.94.95	44.96
		0053 1.2.4.5.7～9.11.13.16	138.16
水資源保全地 域以外の森林	0250	10.24.28.32～34.41～46.48～50.56.61～63	52.92
		0251 7.10.11.14.19.23.24.28～31.33～37.40～47.50～54	53.80
生物多様性ゾーン (保健・文化機能等 維持林との重複)			
	水辺林タイプ	0003 12.13.17.24	75.00
		0004 1～4.17.18.53.57	61.60
		0006 10.12.16.17.41.42	18.00
		0007 36～38.40.55.58.60～64	35.60
		0008 30～34.40～42.46	23.64
		0009 16～19.21	53.32
		0011 29～32.40	62.60
		0013 31.32.34.35.42～45	52.66
		0014 27.29～31.38～41.45～49	61.36
		0015 43.46.48.51.102～104.118	11.87
		0202 82,83	2.21
		0212 32,33,41,58,79	3.32
	保護地域タイプ		

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業方法を特定すべき森林等の区域

【一般民有林】

区分	施業方法	森林の区分		面積 (ha)	森林経営計画における 主な実施基準(参考)
		林班	小班		
水源の 涵養の 機能の 維持増 進を図 るため の森林 施業を 推進す べき森 林	伐期の延長を推 進すべき森林	0003	15.16.21	5.00	【主伐林齢】 標準伐期齢 +10年以上 【皆伐面積】 20ha以下
		0006	9.11.13.14	10.92	
		0014	43.44	8.52	
		0015	4.6.53.63.92.94.95.98~101.105~108.111~117	115.44	
		0022	24.25	1.16	
		0025	31	0.40	
		0042	30	2.59	
		0048	16.17	1.00	
		0049	1~6.8~22	100.05	
		0050	1~20	92.97	
		0051	1~3.5.7~26.34~42	96.08	
		0052	1~3.5.7~23	103.80	
		0053	1.2.4~11.13.16	158.28	
		0073	1~3	21.20	
		0076	1~5.7~18	115.16	
		0077	1~7.9.12~17	124.96	
		0084	57.71.78	26.84	
		0088	9.13.14.16.18~22.30.34~54.56.57	76.04	
		0089	14.15.18~20.23~26.30.33~35.37~40	39.84	
		0091	8~10	0.76	
		0094	24.25.27.31.33~49.53~55	83.76	
		0095	7.8.24.25	1.99	
		0096	1~6.8.9.11~18.25~28.30.34.35	103.64	
		0098	7~9	26.68	
		0101	1~9.11.12	81.93	
		0106	4~10.14~16.26.27	13.80	
		0109	1.3~17.19~24	90.80	
		0122	7	3.40	
		0123	72.73	4.92	
		0124	67.68	2.20	
		0126	3.5.16.17.19.20.24.25.36	7.52	
		0127	10.12.13.24	6.52	
		0134	47.51~56.58.59.86.87	6.28	
		0135	4~7.11~13.16.17.19.20.35~37.39.40.44.50.52.53.55~ 70.90~92.94~100.102.104~106	87.33	
		0140	1~4.6~9.11~22.26~29.31~34	93.60	
		0142	1~8.10~21	230.68	
		0144	3.4.9.10.12.21~29.31	164.24	
		0146	1.3.4.6.10~12.14.15.17	20.52	
		0148	6	11.24	
		0149	1~3.25.26.57.58.60~64	37.83	
		0150	2.5.25.30	12.60	
		0151	8~11.23.33.34.36	36.12	
		0168	1~9	22.48	
		0169	1.2.4.5.7.8.11.12.14.15.31.32	19.28	
		0170	9.10	0.40	
		0171	1~12	25.56	
		0174	10~14.16	50.40	
		0175	9~12.15	26.48	
		0176	10~12.16	77.04	
		0177	2~4.6~9.11.12	67.72	
		0181	9.12	3.08	
		0182	1~31.33~35	137.52	
		0183	1~6	53.68	
		0184	2.4.6~12.16~18.21.22	93.64	
		0185	1.2.4~7	57.56	
		0187	1~7.11~14	89.95	

区分	施業方法	森林の区分		面積 (ha)	森林経営計 画における 主な実施基 準(参考)
		林班	小班		
		0188	7~17	42.28	
		0199	1~21	118.42	
		0200	1~26	126.17	
		0201	1~4.6~10	45.02	
		0222	4.11~14	16.32	
		0223	13.14.17.18.25~28.30	11.18	
		0224	6~8.11.12.15.17.18.20.21.26	27.40	
		0225	4~7.11.14.17	7.17	
		0227	4~6.8.9.12.21.23	9.08	
		0228	13.22	7.72	
		0230	1.7~18.22.25~28.30~36.38.42~45	129.41	
		0231	1~21.44	188.19	
		0232	1~21	231.01	
		0233	1~3.5.14~16.18~31	69.44	
		0234	7.9.15.16.22.25.36.37.42~55.57.58.61.62.68~70	73.56	
		0235	1~3.20~22.28.30.59	8.48	
		0250	10.24.28.32~34.41~46.48~50.53.56.61~63	53.80	
		0251	1~7.10.11.14.19.22~24.26.28~31.33~37.40~47.50~54	60.32	
		0252	1.5.14	74.08	
		0253	2.4.5.31.33.34.41.42	46.47	
		0284	1~21.24~28.30.34~38.40~64	64.71	
		0287	1~3.6~11.13.14.19~21.23~29.31.32.34.35.37~43.45~49	106.89	
		0292	1~5.7~9.11~29	49.16	
		0293	1~3.5~10.12.13.16~24.26.29~31.34~37.39~41	41.92	
		0294	1~47	130.77	
		0297	1~5.7.9~11.13~16.19~23	54.86	
		0298	1~21	80.34	
		0299	1.3.4.6~14.16.18.20.21.28~30.32~36.39.40.42~44.47.48.52~72.74~91	306.96	
		0300	1~7.9	55.64	
		0301	1.2.4~6.9.10	74.04	
		0302	1~4.7~15	60.28	
		0303	1~6.8.9	81.08	
		0304	1~6	60.08	
		0305	2~4.11~19	92.04	
		0306	1~13	56.00	
		0307	1~5.7.9~11	67.04	
		0308	1.3~12	57.52	
		0309	1~9	50.32	
		0310	1~11	91.48	
		0311	10	1.72	
		0313	1.2.6	18.72	
		0314	1.16.18.20	24.12	
		0315	1~3.5~15.17~19	75.15	
		0316	1~11	71.88	
		0317	2~5.7~11	52.94	
		0318	2.4.5.8~14.16~18	81.40	
		0319	1~6	62.26	
		0320	1~7	68.63	
		0321	1~6	54.61	
		0322	1~7	81.48	
		0323	2.3.11.16.18.19.26.27.34~40	43.81	
		0324	7	3.00	
		0325	1.2.5.10~13.15~19	47.40	
		0326	1.2.4~9	28.16	
		0327	1~7.18	8.08	
		0328	2.5~9.11~14.16.18~20.22~25.27~30	53.92	
		0330	1.3~29	54.12	
		0331	1~34	81.84	

区分	施業方法	森林の区分		面積 (ha)	森林経営計画における 主な実施基準 (参考)
		林班	小班		
		0341	2.5.10.12.14~19	40.90	
		0342	5.9.10.12.16~18.24.29~31.33~42	50.88	
		0343	3.5.9.13~19	52.24	
		0344	3.7.13	26.52	
		0347	36	1.24	
		0351	1.2	5.12	
		0352	14	6.92	
		0353	1~16	13.56	
		0354	5~11	8.68	
		0355	16~18	23.84	
		0363	1~18	29.56	
		0364	1~12	42.44	
		0365	1.2.4~7	57.40	
		0366	1~8	44.12	
		0376	1~8.11~17.19~23.25~32.100~102	121.03	
		0377	1~4.10.12.13.17~23.100	53.25	
		0378	1~10	45.68	
		0379	1~11	46.16	
		0380	1~7	28.80	
		0381	1~19	77.04	
		0382	1~4.7~12.14~17.19~21	56.36	
		0383	1.2.4~17.19~22.24~28.30~39.41~45	38.56	
		0384	1~5.7~30.33~35.38~45	113.24	
		0385	1~13.17~33	99.76	
		0386	1~6	48.88	
		0387	1~4.6~11	61.34	
		0388	1~10	46.81	
		0389	1~6	47.84	
		0390	1~15	84.57	
		0391	1~5	61.64	
		0392	1~8	48.20	
		0393	1~15	74.23	
		0394	1~9	53.96	
		0395	1~14	57.25	
		0396	1~14	57.28	
		0397	1~12	86.21	
		0398	1~16	60.14	
		0399	1~14	55.14	
		0400	1~3	17.12	
		0401	1~14.17~21.23~31.33~58.60~63	84.14	
		0402	1.5~8.10.11.14~17.19~23	61.35	
		0403	6~17.25~30.33.42.43	33.60	
		0404	1~16	40.74	
		0405	1~3.8.10~21	40.60	
		0406	1.6.7.9~25	69.20	
		0407	1.2.4.7~9	33.38	
		0414	1~8	81.84	
		0415	2~5	37.20	
		0416	1~14	102.76	
		0417	1~4.6~8	84.56	
		0418	1.2	40.44	
		0419	1~4.6.8	46.08	
		0420	1~24	78.76	
		0421	1~11	50.68	
		0422	1~7	55.51	
		0423	1~7	52.08	
		0425	1	8.05	
		0428	1.2.4~6	71.91	
		0429	2.4.6~9	16.36	
		0430	2.6	10.72	
		0431	1~6	38.18	

区分	施業方法		森林の区分		面積 (ha)	森林経営計画における 主な実施基準(参考)
			林班	小班		
			0432	1～14	90.35	
			0433	1～5	39.26	
			0434	1～5.7～11.13～16	92.32	
			0435	1.2.5～11.13.14.16.17	80.12	
			0436	1～4.6.7.10.12.13	44.34	
			0437	1～3	47.60	
			0439	6.9	7.36	
			0440	1～4	35.16	
			0441	3.6	4.68	
			0501	1～19.21	134.24	
			0502	1～19	121.59	
			0503	1～19	100.59	
			0504	1～17.19～53	99.59	
			0505	1	129.17	
			0506	1.3～26	97.21	
			0507	1	108.56	
			0508	1～40	120.57	
			0509	1～32	185.02	
			0510	1.2	152.94	
			0511	1～31	185.45	
	市町村長が地形・地質等を勘案して伐採面積の規模の縮小を行うべき森林	水資源保全地域に指定された森林	0015	63.94.95	44.96	【主伐林齢】 標準伐期齢 +10年以上 【皆伐面積】 10ha以下
			0053	1.2.4.5.7～9.11.13.16	138.16	
		水資源保全地域以外の森林	0250	10.24.28.32～34.41～46.48～50.56.61～63	52.92	
			0251	7.10.11.14.19.23.24.28～31.33～37.40～47.50～54	53.80	

区分	施業方法		森林の区分		面積 (ha)	森林経営計画における 主な実施基準(参考)
			林班	小班		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林					【主伐林齢】標準伐期齢の概ね2倍 【皆伐面積】20ha以下
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く。)	0001	6~23.25~81	40.16	【主伐林齢】標準伐期齢以上 【伐採率】70%以下 【その他】標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
			0002	16.19.21~34.36.38~46.48.49.51~57.59~78.80~84.87.88.91~97	39.44	
			0003	1~13.16.17.23.24	82.24	
			0004	1~4.6.17.18.27~51.53.57.59~63	76.96	
			0005	30~47.49~59.63.64	16.44	
			0006	10.12.16~37.41.42	27.92	
			0007	21~38.40.55.58.60~64	41.60	
			0008	18~34.38.40~43.46	31.72	
			0009	9~19.21.29.33.34	56.68	
			0010			
			0011	24.29~32.40	62.68	
			0013	31.32.34.35.42~45	52.66	
			0014	27.29~31.38~41.45~49	61.36	
			0015	43.46.48.51.55~62.68~70.102~104.118	26.35	
			0016	2~38.56~59	41.84	
			0017	1~5.8~12	9.20	
			0020	46.48	0.88	
			0022	26~28.30~32.65.66	6.92	
			0038	3.12~25.27~53.56.57	21.08	
			0039	9~32.35.51	18.56	
			0042	43~46	1.64	
			0043	16~19.39	2.20	
			0053			
			0055	50~60.71.72.80~83	8.42	
			0056	88~101.115~120	9.84	
			0058	39~48	9.64	
			0063	12.13.16.39~42	4.97	
			0064	1~7.14	4.96	
			0065	81	1.60	
			0071	15.16.24.25	2.52	
			0088	9.13.14.16.18~22.30.34~54.56.57	76.04	
			0089	1	7.88	
			0090	1.3~9.14.15.18~20.23.24.26~29.31	84.28	
			0091	1~7	83.44	
			0092	91~97	3.00	
			0093	55~63.76	8.77	
			0129	10~13	5.24	
			0130	20.47~52.56~58	6.96	
			0135	71~83	22.73	
			0148	2~5.7.9.27~31.34.46.58.59	33.52	
			0149	24.30.50	4.16	
			0150	1.3.4.6~8.18.19.22.24.31~33	25.00	
			0151	6.7.12.22.24.31	10.92	
			0202	82.83	2.21	
			0212	32,33,41,58,79	3.32	
			0238	39~42	0.51	
			0284	31.32	1.32	
			0411	1~9.11~14	74.16	
			0412	1.2.5	18.76	

区分	施業方法		森林の区分		面積 (ha)	森林経営計画における 主な実施基準(参考)
			林班	小班		
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	0004	1～4.17.18.53.57	61.60	【主伐林齢】 標準伐期齢以上 【伐採率】 30%以下又は40%以下 【その他】 標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
			0007	36～38.40.55.58.60～64	35.60	
			0008	30～34.40～42.46	23.64	
			0011	29～32.40	62.60	
			0013	31.32.34.35.42～45	52.66	
			0089	1	7.88	
			0090	2.10～13.16.25	11.32	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林					

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ (天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

水源涵養林の区域	
林班	小 班
3	15.16
6	9.11.13.14
15	94.95.111
42	30
48	16
49	1～4.6.8～10.12.14～22
50	4～20
51	2.7～9.13～24.26.35.36.39～42
52	1.3.5.8～14.17～23
53	5.9.10
73	1
76	13～18
77	12～16
88	9.19～21.36～51
89	15.19.20.23.26.34.35.37～40
91	8～10
95	24.25
96	11.13.14.17.25.27
101	3.8.9.11.12
106	6～8.15.16.26.27
126	19.20
127	13
134	47.56.59
135	19.50.57.58.60.61.92.94～100.102.104.106
140	3.8.9.12.14
142	2.4.5.8.12.14.16
144	3.24～27
146	6.12
149	2.3.57.58.60～64
150	30
151	34.36
168	2～4
169	2.7.11
170	9
174	10.12
175	9.10.15
176	16
177	8.9
182	1.3～10.12～19.21～27.29

水源涵養林の区域	
林班	小 班
183	2～6
184	2.4.7.17.18.21
185	2.4.7
187	1～4.6.7.11～13
188	7～9.11～17
199	5.8～11.15～21
200	4.7～10.12～15.17～25
201	8
222	4
223	18
224	12.17.18.20.21
225	14.17
227	6.21
228	22
230	13.17.18.22.25～28
231	2～7.9～14
232	1～5.7～14
233	1～3.5.14.31
234	7.57.58.61.62.68～70
235	20～22.28.30.59
250	10.24.28.32～34.41～46.48～50.56.61～63
251	1～6
252	1.5.14
253	5.41.42
284	9.17.20.27.37.38.41.42.62
287	1.7.19.32.34.37.47.49
292	4.15.16.26.29
293	1.2.10.20.24.36.37
294	2.3.5.6.11.12.14～19.21.31.32.46.47
297	7
299	61.66～72.74～91
300	1～5
301	1.2.4～6.10
302	1.2.8.9.11～15
303	2～6.8.9
304	5.6
305	2～4.11～14.16～19
306	1～8.11～13
307	1～5.7.9～11
308	3～12
309	2～7.9

水源涵養林の区域	
林班	小 班
310	2～11
311	10
313	6
314	16.18
315	1.3.6～15.17～19
316	1～11
317	3～5.7～11
318	2.5.8～14.16～18
319	5.6
320	6.7
321	6
322	5.6
323	3.11.34～40
325	12.13.16.17.19
330	1
331	1.10.11
341	10.14.15.17～19
342	5.10.12.33～42
343	14～19
353	1.9
363	3.7～10.12.15～17
364	4～10.12
366	1
376	1～5.7.11.13～17.19.20.22.23.26～28.32.100～102
377	2～4.10.12.17.18.22.100
378	8.10
379	1.4～7.9～11
380	2～7
381	2.11～18
382	4.7～12.14～17.19
383	1.4～6.16.17.25.32.37.38.42～45
384	42～45
385	1.2.5～8.10～13.22～28
387	1～4.6～8.11
388	1～3.5.9.10
390	1.2.4.12～15
392	1～8
393	1～8.10.11
394	2～7
395	1～14
396	1.2.4～8.10～14

水源涵養林の区域	
林班	小 班
397	1～12
398	1～11.14～16
399	1～10.12～14
400	1.2
401	1～8.13.14.17.24～26.30.37～39.41～47.49.51.53
402	1.5～8.10.11.14～17.19.23
403	7～9.11～16.25.33.42.43
404	1.3～6.10.11.13.14.16
405	3.10～21
406	1.9.10.13～25
407	8.9
414	5～8
415	4.5
416	1.2.5.7～14
417	1.4.6～8
418	1
419	1.3.4.6
420	1.2.4～10.12～24
421	1～6.8～11
422	1～7
423	1.3.5～7
425	1
428	1.7
431	1～5
432	1～4.6.7.10.12～14
433	2～5
434	1.3～5.9～11.13～16
435	5～11.13.16.17
436	2～4.6.10.12.13
440	3.4
501	2～19.21
502	2～19
503	2～19
504	2～17.19～33
506	1.3～26
508	2～39
509	2～32
510	2
511	2～26

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域

木材等生産林の区域	
林班	小 班
4	58
6	7
7	47
10	1.16
13	47
16	44
31	24.25
41	13
45	45.48.66.67.70
56	2
57	17.75
58	14
60	14.40.59
65	109
69	22.24.25
73	36.44.51
74	19.21.23.24
75	7.9～11
78	6.9.36～40
82	3
84	17.39.84.85
92	17.72.99.110.117～121.124.143.144
95	16
97	1.2.6.21.23～25.28～30.35.37.39～42
99	14
104	28.29
105	22
114	3.5
115	2.17
116	5
123	59～61.94
124	4.5
125	7.102.103
133	38
136	88
137	28.33.45.83.125.128.131
138	38.74.79.80.83
139	100.101
145	32.57～59
147	4.5
148	51.53

木材等生産林の区域	
林班	小 班
149	35.37.51.52
151	33.46
153	15～18.20
154	1.15.47.89
157	13.19.41.88.89.93
160	16.18.19
162	2.3.5
190	14.2
191	35～38.40.48.49
197	10～14
202	13.20.54.63
203	58.59.76.77
204	1.31.41
205	68.87.102
206	56
207	7.9.34.41.42.44.63
208	8.37.47.48
209	27.6
211	65
212	28.40.72～74.76.77
213	9.13.25.33.40.43～45
214	2
215	37.41
217	26.54.56.57.63
218	13.14.16.24.41.44.50.54.71.75
219	73.74
220	8.82
221	8
228	11
234	3
235	33.62.68.69.72
237	29.33.39
239	2.3.5.6.8
242	25～27
243	11
245	30.33
250	5
252	6.9.13.18
253	9
257	6.7.37
259	44～46.49.50
266	21～23.35～38.40.44

木材等生産林の区域	
林班	小 班
267	6
270	23
271	38
275	33
276	31.32
277	10
279	10.11
280	40.48.59～61
283	15
289	10.23
291	13
295	20.21.48
325	6
337	23.26
339	37.73.84.85
344	14
347	41
355	13.15
359	6
369	4
373	4.6.8
375	27
429	5
430	9.11
438	8.9
441	5

別表4 木材等生産林の区域のうち特に効率的な施業が可能な森林

林班	小 班
1	24
2	14.15.90
4	6.7.15.25
5	7.10.12.14.15.26.61.65
6	2～4.6.8.40.43
7	3～5.14.19.41～47.49.50.56
8	2～7.9～17.36.39
9	1.5.6.20.24.26.35
10	2.4.5.8.9.11.12.14.17～21.24.27.32.33.36.38
11	2.6.7.9.12～14.18.20.22.23.25
12	3.9～11.13～15.22
13	4.6.8～11.13.17.20.21.23.24.39.46.47
14	11.18.19.22.23.32.50～52
15	1.10.14.15.19.22.25～28.37.39.40.49.50.64～66.74.82.85～87.96.97.109.110
16	40.43.45.51.52.54
18	1.6.9.16.20.46.47
19	22
20	2.3.10.13.14.20.33.34
21	3.63～65
22	53
23	1.6～8.11.22.26
24	1.2.7
25	3～8.10.11.26
27	1.3
29	11～14
30	1～4.38～39
31	1～4.6.8.11～15.17.18.20.21.24.25.36.50
32	1～6.11～13.17.19.23～25.27.29.30.38.40.45.46.51.76.78
34	1.37
35	4～7
36	8.9.11.13～21.39.40.45.46.50～54.59.60
37	2.11
38	1.4～6.54.55
39	5.7.8.38.39.53
40	8.10～14.16.17.21.22
41	1.4.5.8.9.12.14.22.43～49
42	2.3.6.7.9～11.17～19.23.24.27.47.50
43	4.9.10.14.25～27.37.38.40.46.49～54
44	4.7～10
45	1.6.7.11.17.46.49.51～53.61.63～70

林班	小 班
46	1~4.6.7.13~16
47	1.4.5.8.11.13~17.19.20.26.43.49.55.56
48	14.18~29
53	14.15
54	3~8.12~15.17.19~23.25.26
55	8.9.12.13.15~17.25.29.44.67.84.85
56	2.6.26.44.45.68.73.77.78.121~125.127
57	2.10~12.17.49.54.59~72.74.75
58	9.11~15.18.19.29~31.35
59	3.8~13.22.33.36~38.41.54.58.61.63.65~67.76.80
60	6.8.9.14.15.17.23~26.28.40.42.44.57.59
61	9.11
63	5~7.9~11.15
64	10.15
65	9~13.15~17.19.20.34.39.45.82~86.88~92.94~108.110~112
66	1.23.24.26.27.47.103.105~131
67	2
68	15.20.24.28.30~35.37
69	22~27
70	44~47.50.53.55.56.58~61.65~76.80
71	3.5~8
72	2.4~7
73	4.6.7.10.12.13.24.26.34.36.38.39.43~57
74	2.3.5.7~11.13.16~18.21.23.24.35.36.45.47.61.71.76~79.83.89
75	3.7~11.16.17
77	18.19
78	6.9.11.31.32.35~40
79	5~7.10.11.13~16.20
80	8~11
81	3~5.9.8.101
82	1.2.24.25.28~30.39.41~48.51~62.65.66.69.70.72.78.81~83.86~88
83	9.11.14.15.24.29~32.38~42
84	3~6.9.10.17.23.28.30~33.35.37~42.45.49.58.59.65.77.79.80.82~94.96.97
85	4.5.8.9.12.17~21.23.33.35.36.38
86	1.2.4.6.8.16.18
87	3~9.16.17.22.35.36
88	8.10
89	4.5.7.9
92	1.2.5.10.14.16~18.33.45~47.49~54.56~62.66.68.74.75.78.79.83~85.87.90.99.105.108.110.112.115~121.123.127.130.131.136~139.141.143.144
93	2.12.14.16~18.21.22.26.39.40.42.48~54.65.67.79

林班	小 班
94	2.6.14.52.56~63
95	1.3.4.6.11~13.21.23.26
96	7.31~33
97	1.2.6.10.11.13.14.16.19~21.23.24.27~30.33~38.42.43
98	1.2.5.6.10~14.18~20
99	1.7~9.22.23
100	1.7~9.13~15.23~29
102	3.4.8~11.16.17.19.20.26
103	3.5.6.8.9.16.21.25
104	6~11.15.28.29
105	1.7.11.13~15.21~23.33~36
106	3.17~25
107	7.11~21
108	11~13
110	9.10
111	1~3.20
113	1.3.5.10.12.14
114	1.5.8~11
115	1.6.8~10~13.16.17.19~21
116	1.2.4.6.7.9.10
117	7
119	3~6.9~21.24~29
120	1~3.6~9
121	1.12.15~23.26~29.53
122	1~3.15~21.27
123	1~6.10.12~14.16.17.21.22.25~27.29~36.45.49~51.59~61.68.69.88.91.94.95.99.102~107
124	3.23.37~39.41~43.46.52.59.61.65.66.71~73.83.91~101
125	1.2.4~6.12.22.26.28.102~108.110.111
126	2.10.13.32
127	7.14~21.23.32.35.39.51.53
128	13
130	1.5.6.8.10~14.40.46.53.54
131	1.2.7.10.13.16~18.21.22.24~29.31~33.35.40.43.50.57.58.61~67.70~75.77.79.91.100~104.106.108.109.113.129.131.133.134.136~140.142~145.148~157.159
133	38.53.55~58.63.67.69~71.89~92.94.112.117.118
134	13.20.22~26.28.32.36.57.67.78.80~83.94
135	9.10.14.21~23.84.89.101.103
136	4~6.9~12.22.26.28.38.39.48.49.53~57.60.62.77.78.80.84~87.89~93.100~105.111~115

林班	小 班
137	15~18.20.24.25.28~31.33.35.37.42~48.56.58.59.61~63.78.83.88.123~125.128~134.137~139.141~144
138	1.14.15.19.20.22~25.27.32.33.36~38.47.48.54.73~75.77~84.86.87
139	1.3.6.11.28.37.39.43.45.48.49.53.60.62~64.70.81.82.84~86.88~93.95~102
141	3.11.20.26.37.38.40~46
143	3.9.11.14.15.25.26.30.31
145	5.7.8.10.12.17.19.20.26.28.29.31.32.39.41.45.47.48.51.57.59.60.66~69
147	4~6
148	51~53.55~57.60~62
149	9~11.13~20.44.51~54.56.65.66.71.73~81.85.86
150	13~15.17.26~28
151	1~5.33.35.37~46
152	9~14
153	8~20
154	1~3.5.7.9.15.23.28.30.32.33.39.40.42.43.45~47.49~51.53~57.89.91.92
155	4.13.19.25.30.42.47.50.51.64.71.76.77.81.82
156	2.11.15~17.19.20.27.33.44.46.51.52.54.56.58~61
157	1.7.10.11.13.17.18.30.37.38.40~43.51.57.58.60.63.64.71~73.78.80.81.83~99
158	3.4.13.15~17.25.32.39.43.61
159	12~20
160	10.15~20
162	2.5
163	1.10.11
164	9
165	16~23
166	7.8
172	8.22
173	4.7
174	3.4.6~9
175	17~21
178	13
179	7
181	4~6.11
186	4.10.13.15~21.24.25.27.30.32.33
189	7
190	5.9~23
191	2.3.13.23.31.32.35~38.40.42.44.45.47~53
192	5.15
196	3.5~7.11~19.27~29
197	8.10~14
202	6.9.18.20.23.24.27.31.35.41.52.54.57.59~63.66.69.80.81.84

林班	小 班
203	1.4.16.19.23.29.36.40.42.43.53.56.58.60~62.65.67.70.73~77.85~89.92~95.97.98
204	1.23.31~34.39~41.43.46.48~55.57.58
205	11.13~15.42.44~47.52.54.55.68.70.72.74.77~80.85~90.101~106
206	3.4.14.18.19.25.26.30.33.43~45.49~54.56.57.60.66.67.69.70.72.73
207	1.7.9.22.23.26.30.31.33.34.37.38.41.42.44.50.58.60~67
208	8.11.13.22.23.25.37.40.46~48
209	3.18~20.26.27.42~45.58~60
210	3.4.11.51~53
211	3.5.6.16.17.19~21.25.38.39.47.48.61.63.65.68.69.71~73
212	1~3.6.7.9.20~24.27~29.34~36.39.40.42.70~78
213	2.9.10.12.13.15.17.25.27~29.32~34.40~46.49.52~59.62~66
214	1~4.25.26.33.35.36.38
215	2.3.7.13.16~18.20.37~41.45.46.49~51
216	11~13.18.20.23.25.34
217	1.2.4.26.28.29.38~42.44.45.53.54.56.57.60~62
218	2.5.6.8.9.12~14.16.23.24.36.40~48.51~55.71.75~79.81.82
219	1.8.16.21.26.27.29.31~34.39.41.42.45~47.55~57.59.60.64.73.76.78.80~84.86~90
220	1.8.9.15.16.22.25.71~73.76.82.84~86.88.89
221	7
222	5.6.15
223	1~3.5.6.8.10.20~22.32.34~38
224	9.19.29
225	1.13.21~24
226	12
227	14~16.18.24.25
228	1.2.9.10.15~20.24~28.30.32~35
229	4.11~15
230	20
233	8.9.12
234	1.6.10.17.18.56.59.60.63.64.67.71
235	8.10.12.13.17~19.23~27.29.32.34.36.49.50.57.58.62~69.74.75
236	1.15.16.18.19.22
237	9.11.13.16.20.21.29~36.43.46~53.55
238	4.5.9.20.21.30.37.38
239	5.6.8.10.11
240	1~6.8.10
241	3.4.6~9.18~21
242	4~8.11~13.16~20.22.23.25~29
243	4.5.10~13
244	1.13.15
245	4.7.10~15.18~23.28.30.32.33.40.42~47

林班	小 班
246	3.4.23.24.31.32.51.52.68~71.73.75
247	4.5.8.9.13.14
248	16
249	8.9.11.15.16.19.22.25.26.37.38.40.47.51~53
250	6.7.14.18.21.64.65
252	2.7.8.23.24.28.31~33
253	1.6.7.14.15.39.40.43
254	19.21~24
257	2.8~13.16.19.22~26.29.32.35.37
258	8.10~12.16.23
259	8.9.16.22.42~50
260	23
261	10.12.21
262	47.53
263	3~5.8.10.11.20.21.47.51.52.59~66.71~78
265	22
266	5~10.12.15~23.25.29~33.35~40.43~50.60~72.74~77
267	5.7.10.27.29~31.50.52~56
268	4.14.20.21.26.31.36.44.61.62.101.104.112~114.116~122.124.125
269	1.2.13~15.17.34.53.56~61
270	9.11.13.17.21.23.26.30.40
271	3.9.22.29.31.44.47.53.58.62~71
272	11.12.15.16.24.27.28.31.41~43.54~59.61~64
273	2.13.15.26.27
274	16.17.32~37
275	31~34.36.37
276	3.9.10.13.14.27.31.32
277	2.4~8.12.16.20.22.23.44~49
278	7.10~12.17.19.22.27~30.35~37.41.43.51~53.61~69
279	4.10.11.21.23.31
280	12.13.20.26.29.30.34.36.40.41.44.47.48.50.54.57~61.63
281	3.5.11.18.24.32
282	16~18.26.31~34.38.43.44.46.48.51.52
283	7.13.19.23.27.28.31.34.46.47.49.51.53.56.57.60~67.71.73.74.77~79.90~92.104~107
285	8.9.18.23.24.26.31~37.41.43.48.57~59
286	2.3.11.16.18.19.22~25.34.36.37.40~42.48~50.60.61
288	6.10.28.29.33~37.41~43.45
289	4.10~15.23.28~31
290	2.10.12.25.27.32.33
291	5.13.21~24
295	7.9.11~15.17~19.21.22.24.27.29.35.36.39~44.46.47.49

林班	小 班
296	13~15
311	1~3.5.8.9
312	2~7.9.11.13
313	3
314	5.6.8
323	1.4.6.14.22.23.25.30~33.41
324	6.13
325	20
327	19.20
328	34~50
329	2.5~7.10~12
332	4.7.18~20.24~29
333	3.10~12.14.16~18.21.22.24~36
334	2.7.9.10.12.14.16~34
335	1.3.4.7.10.20~24.26.27.29~35.37
336	8.9.14.16.18.19.22~25
337	5.9~12.14~26
338	1.4.5
339	1~4.7~9.12.14.15.17.40.47.52.67~69.72.73.75~91
340	1.3.4.13.15~18
341	6~8
342	8.32
344	1.14.15
345	2.15.16.19.24~26.28.29
346	2.9.12.13
347	11~14.18.21.23.26~30.32~34.38.40~47
348	4~6.11.12.14.16.18~20.22.23
349	1.6.8.11
350	3~7.15~18.21.29~31
351	6.9~11.14~20.23.24
352	13.15~20
355	13.15.19
359	6
360	1~5.8.10.11
361	5
362	13.14.17.18
367	3~6.9
368	10.11
369	1~3.6.8.11~15
370	2.4~10.13~26
371	11.14.16~20

林班	小 班
372	1.5.7~9.11.12.14~16.19.21~23
373	2.4.6.8~13
374	12~23.25
375	1~11.14.17.19~21.23~28
402	2~4.12.25
403	1.2.4.7.18.19.22.32.34.35.40.41
405	4.6.22
407	10~18
408	1~4.7~9
409	5.6.19~21
412	3.4.6
413	1~9
429	1.7.8.10
430	7~9.11
437	5
438	5.8.9.11
439	1.2.8.11.12.14
441	7.8